

令和4年4月から年金手帳が廃止となり、 基礎年金番号通知書を交付いたします

法律改正により年金手帳が廃止となったことにともない、令和4年4月1日より次のとおり手続き等が変更となりました。

1. 次の方には、年金手帳に替えて「基礎年金番号通知書」を交付いたします。

- 新たに年金制度に加入する方
 - 年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する方
- なお、国内に居住する被保険者の方は、原則、被保険者本人の住所あてに送付いたします。ただし、被保険者が海外居住である場合や被保険者本人あてに届かない場合は、勤務先の事業所様に送付することもありますので、本人へ交付していただくようお願いします。



2. 社会保険加入時の事業主への年金手帳等の提出

令和4年4月1日以降に従業員の採用などにより資格取得の手続きを行う場合、個人番号(マイナンバー)による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要です。

※既に年金手帳をお持ちの方は、引き続き、年金手帳を大切に保管いただくようお願いいたします。

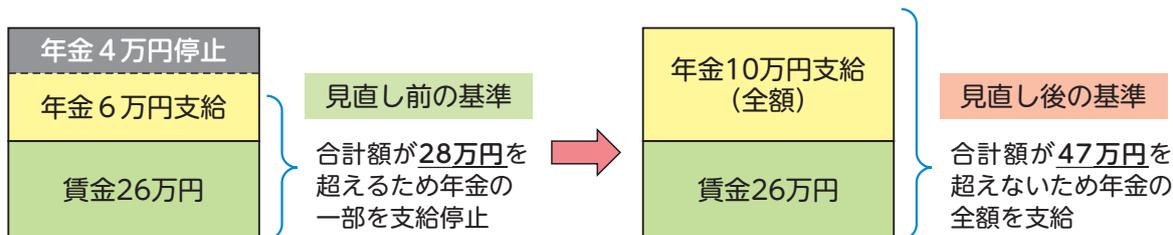


令和4年4月から65歳未満の方の 在職老齢年金制度が見直されました

令和4年3月まで、65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計36万円の場合]



令和4年4月から 在職定時改定制度が導入されました

令和4年3月まで、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されていました。

就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。

在職定時改定の仕組み

- 基準日(毎年9月1日)において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月(毎年10月)分の年金額から改定されます。
令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されることとなります。
- 対象となるのは**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者です。
※65歳未満の者は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の 上限年齢が75歳に引き上げられました

令和4年3月まで、老齢年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができ、老齢年金を66歳以後に受給開始(繰下げ受給)する場合、年金額は65歳から繰下げた月数によって増額(1月あたり0.7%増額)していました。

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、**令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。**

対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ①70歳未満の方
(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ②老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方
(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

改正前

繰下げの上限年齢：70歳
増額率上限：42% (60月)

改正後

繰下げの上限年齢：75歳
増額率上限：84% (120月)
対象者：昭和27年4月2日以降生まれの方
受給権発生日が平成29年4月1日以降の方